

一般社団法人 日本超音波検査学会 著作権規程

平成 25 年 3 月 9 日 理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本超音波検査学会（以下、「本学会」とする）が編集する著作物（「超音波検査技術」、「大会プログラム・講演抄録集」等）に掲載される論文等（以下「論文等」とする）に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規程されるすべての権利）の扱いに関する基本事項を定める。

(著作権の帰属)

第2条 論文等に関する著作権は、原則として本学会に帰属する。

2. 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡したものとする。
3. 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権を本著作者に返還する。

(著作者の権利)

第3条 本学会が著作権を有する論文等を著作者が本学会または他学会への投稿論文の一部にすることに対して、本学会は著作権者としての異議申し立てを行わない。ただし、利用に際してはその出典を明示しなければならない。

(著作者による著作物の使用)

第4条 著作者は、事前に本学会に届け出を行った上で、投稿した論文等を著作者自身または著作者が所属する組織のホームページに掲載することができる。ただし、掲載に際してはその出典を明示しなければならない。

(第三者による著作物の使用)

第5条 第三者から著作物の利用許諾申請があった場合、編集委員会での審議を得て適当と認められたものについて許可することができる。

(著作権侵害および紛争処理)

第6条 本学会が著作権を有する論文等に対して、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(協議)

第7条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し解決するものとする。

附則

1. この規程は、平成 25 年 3 月 9 日より施行する。
2. この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。